（令和８年９月第３回 木島平村議会定例会
《第２日目　令和８年９月２日 午前１０時００分 開議》

議長（勝山　正）

おはようございます。

（全出席者「おはようございます。」）

本日の一般質問において、議場での服装につきましては、夏の省エネ対策の一環としてクールビズで実施いたします。

なお、湯本行浩議員から欠席の届け出がありましたのでご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第１、一般質問を行います。

一般質問の順序については、議会運営委員会において抽選のとおりです。

５番、山浦登議員。

（「はい、議長。５番。」の声あり）

（５番　山浦　登　議員　登壇）

１．令和７年度一般会計決算について

５番　山浦　登　議員

質問通告に基づき５項目お願いいたします。

まず１番目、令和７年度一般会計決算について。

令和７年度一般会計決算について、３点質問いたします。

１、歳入歳出決算において、財政状況、財政指標は良好であるが、観光部門では、観光施設の民営化や施設の休止に伴い、政策的予算、歳出が少ない。観光産業の活性化のために積極的な予算化と事業展開が必要と考えるが、考え方を伺います。

議長（勝山　正）

日臺村長。

村長（日臺正博）

それでは、観光産業活性化のための事業展開についてというご質問にお答えいたします。

観光施設の民間への譲渡・民営化を進め、この結果として、観光施設に係る村の直接的な負担は縮小し、財政健全化に一定の効果があったものと認識しております。

また、この民営化を一つの契機として、今後の観光施策の道しるべとなる観光ビジョンを策定しました。このビジョンでは、村のありのままの暮らしが、来訪者にとっても住民にとっても本質的な価値として共有できる状態を目指すことを基本に据えており、推進体制の整備、農業・食体験やカヤの平高原の自然活用などの観光コンテンツの充実、広域連携による関係人口・ファンづくりの推進を柱として取り組んでまいります。

こうしたソフト面への投資として、具体的には、継続的な関係人口の育成を進めるためのシステムの構築に費用を投じるとともに、観光施策の受け皿となる観光振興局の運営体制の強化に向けた支援を行うことが必要と考えております。

これらの推進にあたっては、国や県の補助制度を積極的に活用しながら、観光ビジョンの実現に向けた効果的なソフト施策への予算配分を積極的に検討してまいりたいと考えております。

議長（勝山　正）
山浦議員。

５番　山浦　登　議員
それでは２点目に移ります。
令和６年度と比較すると、令和７年度の村税収入は 2,685 万円増、6.5％増となっているが、構成比では 0.71％減っている。
また、地方交付税も 9,450 万円、4.4％増であるが、構成比が 4.66％減となっている。
村税、地方交付税が前年度比いずれも増額しているが、構成比が減になっている。
構成比増の主な項目は、繰入金 2.5％増、地方債 4.84％増であるが、地方債増が財政に与える影響はあるか伺います。

議長（勝山　正）
湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）
地方債が増加することで財政に与える影響についてお答えをいたします。
まず、令和７年度の一般会計歳入決算額は 48 億 4,850 万４千円であり、令和６年度と比較すると６億 2,792 万円増額となっています。
増額の主な内訳ですが、地方債が２億 5,639 万１千円、繰入金が１億 8,663 万８千円、地方交付税が 9,450 万１千円となり、構成比もこれに伴い増減をしています。
地方債が増加した要因ですが、エコパーク寒川の大規模改修事業や池の平スポーツ公園整備事業など、前年度に比べ規模の大きな事業を、地方債により多く実施したことによるものです。
また、繰入金については、臨時財政対策債の繰上償還に 7,285 万円を充てたほか、繰替え運用のため、財政調整基金からの繰入が増加したことによるものです。
地方債は借入金ですので、義務的経費として公債費が増加することになります。
村では毎年「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定に基づき、地方債の元利償還金などが、村の標準財政規模などに対してどの程度となっているかを示す「実質公債費比率」を算定しており、令和７年度の指標においても問題ない数値となっています。
しかし、今後、地方債が膨らみこの比率が一定の基準を超えた場合などは、地方債の発行に制限がかかり、基金繰入金の増加、ひいては事業実施ができないなど、村の財政運営に影響を与えます。
村では、交付税算入率の高い地方債を活用するとともに、財政計画を策定し、借入額の平準化を図りながら、必要最低限の発行額となるよう努めています。
自主財源が乏しい本村においては、引き続き地方債を活用しながら、事業を進めていく必要がありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（勝山　正）
山浦議員。

５番　山浦　登　議員
それでは、３点目に入ります。
事務事業評価では、結婚祝金交付事業、少子化対策事業のお誕生記念品事業、小中学校入学祝金事業、多子出産祝い金事業、妊婦のための支援給付金事業、高校生通学費補助事業が総合評価でＣとな

っている。
　どのような評価をされたのかお伺いします。

議長（勝山　正）
　湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）
　それでは、お答えをいたします。
　少子化対策事業につきましては、お誕生記念品事業や小中学校入学祝金、多子出産祝金、高校生就学費等補助金、妊娠出産に対する支援給付事業を行っています。
　その目的は、妊娠や出生、小中学校入学、高等学校への就学など、子育てにおける各段階での経済的負担の軽減を図るとともに、安全安心な出産・子育て環境を整備することで「子育てしやすい村づくり」をＰＲし、少子化、出生数の低下を緩和することでもあります。
　祝金や補助金の確実な給付ができている反面、それによる有効性や効果に対して改善の余地があると判断し、総合評価を「Ｃ」としています。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　関連質問ですけど、関連というか再質問ですが、総合評価ではＣというふうに村は判断されていますけれども、給付金を受ける村民はどのような反応されているのか。どのように評価されているか、そのあたりを把握されていますか。

議長（勝山　正）
　芳川子育て支援課長。

子育て支援課長（芳川秀人）
　それでは、再質問にお答えします。
　給付金等の受け取る方々の評価の確認をされているかということですが、全体的な評価としては、こちらでは把握しきれていないところが現状でございます。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　支給側の村の評価もありますけれども、給付を受ける村民がどのようにこの制度を受け止めて給付金を受けているか、そのあたりの把握が大事じゃないかなと思います。
　そういう点で、ぜひこのＣという評価はもっと上げるような形で、この制度が有効に利用できるような形でやっていかれればというふうに思いますけども、その点お願いします。

議長（勝山　正）
　湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

ただいまのご質問、村民の評価を聞くようにというところでございます。

このＣの評価をした基準といいますか、理由でございますけれども、有効性と効率性のところでＣ評価としています。

意見としましては､お誕生記念品の効果を検証し､見直しを検討されたいという意見でございます。

議員おっしゃるように、各種支援金、補助金の効果として、給付を受ける方のそういった意見の収集も大事な評価になってまいりますので、そういったことも仕組みづくりといいますか、していけるように検討していきたいというふうに思っております。

議長（勝山　正）

山浦議員。

２．地区づくり懇談会について

５番　山浦　登　議員

それでは、２項目目に移ります。

地区づくり懇談会について。

地区づくり懇談会は、村が直接出向き、村民に施策を説明し、意見要望を聞き取る数少ない機会であります。開催地区が限られていると言われておりますが、開催状況を質問いたします。

まず１点目、令和７年度の集落懇談会の開催区と延べ参加人数はどのくらいいるのか

議長（勝山　正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

お答えいたします。

令和７年度の地区づくり懇談会は９地区で開催をしております。

開催区は、糠千、中島、稲荷、中村、西町、市之割、中町、北鴨、庚区であります。

参加人数は延べで 152 人であります。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５番　山浦　登　議員

私も中島区で参加しているんですけれども、村長から各課長、本当にこの議会が各区へ移動したような形で質問が直接できて、また、回答が得られるということで非常に好評なんですね。

それで説明も直接聞かれたり、要望も出せるということで好評なんですけども、この地区作り懇談会の意義というのは非常に大きいと思うんですけども、開催しないという区の理由というか、要因というか、これはどんなふうに考えていますか。

議長（勝山　正）

２番目の質問でよろしいですか。

５番　山浦　登　議員

あ、２番目の質問です。

議長（勝山　正）
　２番目ね。

５番　山浦　登　議員
　はい。

議長（勝山　正）
　湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）
　「開催しない区の理由」とのお尋ねでございます。
　職種や働き方の多様化などにより、午後６時や午後７時という開催の時間には参加者が集まりにくいという事情や、区の役員さんの負担感があるといったことなどが主な要因と考えられます。
　しかしながら、地区づくり懇談会は、村の施策を直接地域の皆さんに説明し、意見交換ができる村にとって重要な機会と捉えています。
　毎年、年度当初に地区づくり懇談会の開催についてのご案内を通知していますが、今年度は広報８月号の配布にあわせて、改めて開催をしていない区へ懇談会開催の案内を差し上げています。区長会などで他地区から出された質問やご意見なども共有させていただきながら、村からも積極的に開催を促していく必要があると考えております。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　地区作り懇談会は非常に重要だというふうに私も考えます。
　ぜひまた開催区が広がるようにお願いできればと思います。
　それでは、３項目目の治山治水対策とその備えについて質問いたします。

議長（勝山　正）
　３番目の話は。開催を増やせというのは今のと一緒でいいですか。

５番　山浦　登　議員
　一緒でいいです。

議長（勝山　正）
　２番、３番が今の質問でいいですか。

５番　山浦　登　議員
　はい。

議長（勝山　正）
　分かりました。

３．治山治水対策とその備えについて

５番　山浦　登　議員

それでは、３項目目の治山治水対策とその備えについて。

地球温暖化対策は、人類と地球にとって待ったなしの課題で、今後 10 年間に全世界の温室効果ガスＧＨＧ排出を６割削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっていると言われている。国連のグテーレス事務総長は、温暖化の現状を「地球沸騰化」と表現し、各国に温暖化、気候危機対策の強化を呼びかけている。世界各地で、異常気象が猛威をふるい、国内でも猛暑、線状降水帯発生による豪雨、干ばつ、斜面の崩落など、風水害による災害が多発し、国民の不安、生活が脅かされている。

治山治水は政治の基本と言われますが、今日の異常気象が多発する状況下で、村としてどのような対策を行っているのか、４点質問いたします。

１、渇水対策について。

昨年、渇水対策本部を設置し、今年も対策本部を立ち上げています。

対策地域は昨年と同じ地域か。また、昨年の対策の効果は。今年はどのような対策を講じているか。

新聞によれば、昨年と連続して農業水の節水を呼びかける、止水ポンプの設備に関する補助申請受付というふうに書いてありますけれども、今年の対策について伺いします。

議長（勝山　正）

本山産業課長。

産業課長（本山　等）

渇水対策について、お答えいたします。

はじめに対策地域につきましては、村内全域の水田を対象としており、昨年と同じです。

渇水対策の取り組みとして、農業用水を利用する皆様に対し、節水の協力を呼び掛けるとともに、渇水対策補助金交付要綱に基づき、土地改良区や水利組合等の団体が行う灌漑用資機材の購入、借上げ、ポンプの燃料費または電気料に対し補助することとしております。

昨年は、大塚沖地区と穂高地区の３団体が村の補助事業を活用され、揚水ポンプの稼働に必要な電気料に対して補助を行いました。これにより、継続的にポンプを稼働させ、水田への用水確保が維持できたと認識しております。

今年につきましては、大塚沖地区の用水不足が著しかったことから、樽川の河川管理者である長野県に対し、河川法に基づく特例水利使用承認の申請を行い、樽川からのポンプアップによる取水を準備したところですが、その後、雨に恵まれたため実施には至っておりません。

また、６月議会の丸山議員の一般質問でお答えしたとおり、昨年の渇水対策を機に、根本的な渇水対策のあり方として、ため池の建設や深井戸の掘削などについて比較検討を行い、最も実現性の高い手法を各団体と共有し、その実現に向けて受益者の合意形成を図ることとしております。

引き続き、関係団体と連携しながら、農業用水の安定確保に向けた取り組みを進めてまいります。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５番　山浦　登　議員

それでは、２点目の質問をいたします。

河川敷の樹木繁茂の対策は。

例年、ふう太河童の川普請で村内堤防敷の刈り払い作業を実施しています。しかし、翌年には、葦などの雑草におおわれてしまいます。村内の河川は、河床整備が行われていますが、数年後に雑草が

繁茂し、河床に樹木が成長している箇所も見られます。
村内の主要河川は、１級河川で県の管理下にありますが、このまま放置すると、豪雨の際は、流木となり被害が懸念されます。対策をお聞きします。

議長（勝山　正）
芳川建設課長。

建設課長（芳川　誠）
それでは、お答えします。
議員ご指摘のとおり、村内の主要河川である樽川、馬曲川、大川は県管理下にあります。
過去に国土強靭化事業や県の河川整備事業により浚渫や支障木伐採が実施されました。
しかし、数年経過すると雑草や支障木が繁茂し、豪雨時には流木となって橋梁閉塞や堤防損傷につながるおそれがあり、喫緊の課題と認識しております。
村では北信建設事務所と定期的に現地確認を行い、河川内の雑木処理を積極的に要望しており、浚渫と支障木伐採も順次実施いただいています。また、県に対して毎年積極的な要望を行うとともに、伐採雑木のストックヤード用地として村有地を提供し、効果的な処理を支援しております。
今後は、県や県議会への要望を継続・強化し、浚渫・支障木伐採の頻度と規模拡大を促進するほか、「ふう太河童の川普請」による地域ボランティアとの連携を継続し、北信建設事務所と連携した複数年計画による計画的な河川管理を推進してまいります。

議長（勝山　正）
山浦議員。

５番　山浦　登　議員
それでは、３点目に移ります。
砂防ダムと土砂崩落の危険箇所について。
ハザードマップには村内の土砂災害警戒区域が示されています。６月、上千石の上部の砂防ダムを視察し、北信建設事務所の説明を受けました。全長が 200m、高さが 13mの巨大な砂防ダムで大変驚きました。
近年、全国で多発している未曽有の豪雨による土砂災害が懸念されますが、この大規模な砂防ダムの備えが必要とされる土砂崩落危険箇所は、他にもあるんでしょうか。
砂防ダムの中でそのような危険箇所、今後、砂防ダム建設計画等があれば、それも報告いただきたい。

議長（勝山　正）
日臺村長。

村長（日臺正博）
木島平村のハザードマップでは、ご質問の土砂災害警戒区域のほか、山際を中心にいくつかの警戒区域が設定されております。
ハザードマップに示された「土砂災害警戒区域」につきましては、大雨や地震などによって発生する土石流やがけ崩れなど、土砂災害の恐れがある箇所を土砂災害防止法に基づいて長野県が指定をしております。
大規模な砂防ダムの整備については、県が危険度や現地の状況などを踏まえ、優先度の高い箇所か

ら、必要な調査や施設整備を進めているため、施設整備については県が中心に進めている状況があります。現時点では、村としてちょっとお答えすることはできません。

なお、今年度の「村ぐるみ防災訓練」につきましては、10 月 25 日に予定をしております。土砂災害警戒区域の地区の皆様につきましては、土砂災害を想定した訓練や、今ご質問の砂防ダムの見学も予定をしておりますので、多くの皆様のご参加をいただきたいと思っております。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５番　山浦　登　議員

それでは、４点目に移ります。

避難所の備品は。

私が以前、避難所の備蓄品について質問したところ「国際基準のスフィア基準」、これは正式名称を「人道憲章と人道支援における最低基準」といい、災害、紛争の影響を受けた人の権利、その人たちを支援する活動の最低基準となっておりますが、このスフィア基準ではないが、「県の基準に基づいた避難所の備蓄品を備えている」との答弁がありました。

最近、自然災害が発生した自治体の避難所での備蓄品が足りなく支援に支障が出た、との報道がされました。非常事態に備えた基準を満たした備蓄品が備えられているか。

また、その定期的な点検、更新が行われているのか、伺います。

議長（勝山　正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

本村では、長野県が定める「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」において基準をもとに策定した「木島平村災害備蓄品整備計画」の中で、備蓄品整備の基本方針を定め、基準を満たす物品及び数量を分散備蓄しています。使用期限や賞味期限などの把握をしながら定期的に更新を行っています。

しかしながら、災害が大規模になり、避難所収容人数を上回る人数が避難した場合には、一時的に不足が生じる可能性があります。

そのため、大規模災害の場合には、外部からの支援物資も加味しながら避難所運営を行うことが必要になります。

なお、今年度の国の補助事業を活用し、気化式冷風機や照明、手洗い器など、避難所の環境向上に向けた物品の整備に取り組んでおります。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５番　山浦　登　議員

それでは、再質問いたします。

明治、大正時代の科学者であり随筆家の寺田寅彦は、「天災は忘れた頃にやってくる」と戒め、備えの必要性を唱えていますが、現在は忘れる間もなくやってきます。

災害を未然に防ぐ備えと、防災の知識と意識を高め、万が一被災した時の命を守る備えが必要であると考えます。

備えは万全と言ってよろしいかどうか。

議長（勝山　正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

はい、お答えいたします。

備えは万全かというご質問でございます。

議員ご質問のとおり、最近の災害につきましては、あらゆる所で想定外の災害が多く起きております。

万全とまで言うのは難しいとは思いますけれども、現在できる体制、そして備蓄品等の整備、また避難所運営の準備を進めているところでございますので、できる限り準備を進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５番　山浦　登　議員

それでは、再質問ですが、11 月より防災庁が発足するということで言われておりますけれども、この防災庁の発足によって防災対策等が変わる、改善されるという、こういう余地はありますか。

今後、法律が施行されてそうなるので、そういうのは難しいかと思いますが、お願いします。

議長（勝山　正）

湯本総務課長。

総務課長（湯本寿男）

はい、お答えいたします。

防災庁ができるからというところで、今のところ具体的な対策は検討しておりません。

ただ、現在できる対応としまして、先ほど申し上げたように準備をして備えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

議長（勝山　正）

山浦議員。

４．農業支援について

５番　山浦　登　議員

それでは、４項目目の質問をいたします。

農業支援について。

日本の食料自給率 37%、化学肥料は 100%近くが輸入、野菜の種子は 90%輸入、エネルギー自給率は 10%少々、実質的な食料自給率は、最悪 9.2%に近づいています。干ばつや紛争で食料輸入がストップすれば日本は、7,000 万人が飢えに苦しむと言われています。

農業を支援し、今日ほど増産の必要な時に 、政府は今年７月、食糧法を改定しました。「生産調整」から「需要に応じた生産」へ、「国は米の生産には関与しない。生産者の責任で対応を」と、主食の米生産からも手を引き、米政策に対する政府の責任を放棄しました。それが今年のＪＡ買い上げ概算金

にも表れています。25 年産に比較して 26 年産概算金が 40%前後減額しています。
一方、燃料、肥料、資材の高騰は続いています。これでは米作農家だけでなく、他の農家も経営できなくなるとの悲痛な声が上がっています。
農業の衰退は、地域の衰退につながる。このことが日本の自給率の低下、国民の食糧難、農村の衰退につながると言われています。この問題は農業が主要産業の村にも大きな影響を及ぼすことは間違いないと考えます。そこで３点質問いたします。
１番目。今の農業の情勢をどのように把握されているのか伺います。

議長（勝山　正）
日臺村長

村長（日臺正博）
議員ご指摘のとおり、今の農業を取り巻く情勢は、複数の深刻な問題が同時に重なり合う、極めて厳しい局面にあると認識しております。
食料自給率は、長年にわたって低迷が続き、化学肥料の原料や野菜の種子まで海外依存が続いております。食料そのものだけでなく、種や資材まで輸入に頼っている構造は、国際情勢が不安定化した際に農業生産そのものが立ち行かなくなるリスクをはらんでおり、食料安全保障上、極めて憂慮すべき状況と認識しております。
また、農家の経営面では、燃料・肥料・農業資材の価格高騰は、ウクライナ情勢や中東情勢による供給不安、そして円安の長期化が重なり合い、生産コストは高止まりしたままであります。
一方で、農産物の販売価格への転嫁は容易ではなく、収入は増えないままコストだけが上がるという二重苦が農家を直撃しております。
特に、本村に直結する問題として、今年産米のＪＡの概算金の大幅な下落があります。全国各地で前年産と比べて大幅な減額が相次いでおります。コスト高の中で収入が急減するという事態は、米農家の経営継続意欲を根本から損なうものであり、村としても深刻に受け止めなければならないと考えております。

議長（勝山　正）
山浦議員。

５番　山浦　登　議員
今日の農業と農村の情勢の認識については共通しているというふうに思います。
それを踏まえて、２番目、３番目の質問に移ります。
この農業問題は国の農政問題であり、国に要請する項目が多いと思いますけれども、村はどのような、この今の情勢に対して対応できるか。また、国への要請等がされるのかどうか、そのあたり、対策として考えられる方法は。

議長（勝山　正）
２番、３番一緒でいいですか。

５番　山浦　登　議員
一緒でいいです。

議長（勝山　正）

日臺村長

村長（日臺正博）

村としては、農業が本村の基幹産業であるとの強く認識しております。この状況を打開するため、去る８月 17 日に、長野県議会農政林務委員会へ「米価動向を踏まえた農業経営の安定対策の充実」について陳情を行いました。

経営安定対策の充実と強化と、令和８年産米の価格の下落に備えた県独自の支援策の検討、農業生産資材価格高騰への対応、米の消費拡大、販売促進の強化など６項目を要望し、県としての取り組み強化と県から国への積極的な働きかけを強く求めたところであります。

また、村としては、農家のリスクに備えた収入保険など、農業共済の周知と加入促進、農地の集積・集約化による生産コストの低減、「木島平米」のブランド力向上と販路拡大に取り組んでおります。

国へ要請してはどうかということでありますが、現在、長野県町村会の産業経済部会の部会長を私が務めております。町村会として国に対して要望書を提出することとしておりますが、その中では重点要望として取り上げております。本村だけの声にとどまらず、県内の町村が一体となって国に働きかけることが、今、村としてできる重要な取り組みであると考えております。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５．予備自衛官等兼業特例法について

５番　山浦　登　議員

それでは、５項目目の質問をいたします。

予備自衛官等兼業特例法について。

この件は、６月議会で質問して答弁を受けていますが、答弁の中に法律の内容と現状を十分理解されていないと思われる内容が見受けられますので、重複を避けながら再度質問いたします。

なお、この場で国の防衛政策や自衛隊の認識を議論するものではなく、この法律はすでに今年６月 10 日成立し、特例法として実施されております。村の自治機能、村職員への影響、将来への危険性について村の認識を質すものでありまして、５点に渡って質問いたします。

まず１点目。

答弁では「一朝有事の際に、地方自治体の業務が正常に行われるかどうかというよりも、通常の行政が行われる場合と場面が違う」。また、「一朝有事の際に公務員だから、そうでないからという区分けはないだろう」と答弁されています。2015 年の安保法制改正においては、集団的自衛権容認が反対を押し切って可決されました。この集団的自衛権は、日本が有事でなく、平時でも日米安保条約の相手国であるアメリカが他国に干渉し、紛争が発生した際にも自衛隊が派遣されるということであります。

この点について、どのように判断されるか、お願いします。

議長（勝山　正）

日臺村長

村長（日臺正博）

安保法制の改正によって日本が直接攻撃されない場合でも、「存立危機事態」や「重要影響事態」として自衛隊が活動できる場面が広がったということは事実であります。

ただし、「日本の有事ではない」という状況ではなく、あくまで有事の幅が広がってものと考えてお

ります。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　それでは、２点目です。
　職場の人的体制が不十分なもと、招集に人員が割かれれば、本業務の遂行に影響を及ぼすことは必至であります。村民に対する公務・公共サービスの低下につながる恐れがあります。他の職員の労働強化も避けられず、代替要員の確保で村の予算に影響しないか、伺います。

議長（勝山　正）
　日臺村長

村長（日臺正博）
　職員が招集された場合、残る職員の負担が増える。住民サービスの低下とか他の職員の労働強化につながる、そういう恐れがあることは確かだろうと思います。
　現在、予備自衛官等として登録している職員はいないと思いますが、住民サービスへの影響を最小限に抑える体制づくりに、その場合には取り組んでいかなければならないと考えております。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　それでは、３点目に移ります。
　憲法の第 92 条に、地方自治の基本原則、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて法律でこれを定める」と記されています。地方自治が住民の意思に基づいて国から独立した団体により、団体自らの意思と責任において行われ、民主主義の基盤を育み、中央権力の巨大化を抑制して権力分散を図るといった重要な役割があります。「軍事優先の論理を公務の現場に公然と持ち込むもので許されない」との声を重く受け止め対応することが必要と考えますが、これらの意見について、考え方を伺います。

議長（勝山　正）
　日臺村長

村長（日臺正博）
　憲法第 92 条が定める地方自治の本旨については、住民の意思に基づいて地方が自律的に行政を行うことを保障しているものであります。中央権力の巨大化を抑制して、権力を分散させるという重要な役割があります。
　今回の法律については、国の防衛政策の要請を地方公務員の服務規律に直接組み込む構造を持っており、そのため自治体の人事管理・業務運営に国の関与という側面があるというのは確かだと思います。
　「軍事優先の論理を公務の現場に持ち込むもので許されない」というのは当然でありますが、国には国民の生命と財産を守る義務があります。戦争を仕掛けるための軍備ではなく、防衛力と災害への

対応力の強化は必要と考えております。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　それでは、４点目に入ります。
　日本の防衛費は長い間維持してきたＧＤＰ比１％枠を撤廃し、2022 年の安保三文書の閣議決定を機に急増しています。26 年度当初予算 10 兆円超、これはＧＤＰ比 1.9%。これがさらに米国の要請により、２％から 3.5%に増額すると言われています。
　一方、自衛隊員の定員は 24 万７千人に対して、充足率は 90%を割っており、予備自衛官は 70%、即応自衛官は 50%にとどまっています。
　防衛省は、兼業特例法により「定員割れ解消と増強、充足率向上」としており、その方向は、軍備の増強により一層強まると考えられます。
　公務員から民間団体と進み、さらに徴兵制が実施されることが懸念されます。「徴兵制の第１歩」「戦争の準備」等の声が上がっています。
　答弁では、「今ある制度の定員割れを解消するために国民の理解を促進するものであります。そのまま徴兵制に結びつくものではないというふうに考えております。」と答弁されていますが、徴兵制に結びつかないという根拠はどこにあるのか。また、「徴兵制の第１歩」「戦争の準備」との懸念、意見をどのように受け止められるか、お聞きします。

議長（勝山　正）
　日臺村長

村長（日臺正博）
　「徴兵制に結びつかない」、その根拠ということでありますが、今回の法律については、あくまでも本人の自発的な意思に基づく兼業手続きを整えるものであります。強制的な兵役義務を課すものではないという点が根拠であります。
　戦争の準備ということで、先ほど申し上げましたとおり、あくまでも戦争の準備ではなく、防衛力、それから災害対応力の強化と考えております。

議長（勝山　正）
　山浦議員。

５番　山浦　登　議員
　では、再質問します。
　地方公務員の労働組合であります自治労連は、国の防衛政策に基づく防衛省の組織的都合によって公務員も含むと労働環境を歪める本法案に断固反対する。
　国家公務員の労働組合の国公労連では、市民から公務員が予備自衛官等として動員しやすくする仕組みは徴兵制の前段階ではないかといった戦争に国民を動員する体制づくりを危惧する声がある。
　また、公務部内から形式上は任意の志願であっても、予備自衛官等の職務の重要性に関する国の広報活動などにより、国策への協力は当然との意識が醸成され、個々の職員に予備自衛官等への応募を促す組織的圧力が生まるのではないかといった同調圧力を伴う当局からの強制・強要に対する懸念の声があります。

公務員の服務と労働環境を歪める予備自衛官等兼業法の廃止を強く求める、との当該労働者の団体の声明と懸念をどのように捉えるか伺います。

議長（勝山　正）

日臺村長

村長（日臺正博）

組織として反対の声を上げるのは、それはあるだろうと思います。

先ほども申し上げましたが、あくまでも本人の意思に基づくものであります。

そしてまた、戦争という言葉がたびたび出てきますが、あくまでも防衛力、戦争を仕掛けないというのは当然のことであります。

ただ、万が一、戦争を仕掛けられた場合に、どういうふうに日本を守るか、それからまた、大規模化している災害に対してどういうふうに国民を守っていくかというのは、国にとって大きな課題だろうというふうに思います。

本当の有事の際に国をしっかり守りたいという意識、気持ちをどのようにくみ取るかというのは大事なことだろうというふうに思います。

戦争ということについて言えば、端的に言えば、今、ロシアとウクライナ、紛争というか、戦争になっていますが、あくまでもロシアになるというのは問題外だと。ウクライナのようにならないようにするにはどうすればいいか、というのをやっぱり考えていくべきだというふうに思います。

議長（勝山　正）

山浦議員。

５番　山浦　登　議員

それでは、５点目に入ります。

先の大戦で多大な犠牲を払った教訓を活かし､今日の国の軍拡政策をしっかり見極め､職員の生活、生命を守り、日本の将来への不安払拭の姿勢で、予備自衛官兼業等特例法に反対の姿勢を示すことが必要ではないかと思います。

先ほどの答弁でほぼ内容は分かりますけども、ここで改めて伺います。

議長（勝山　正）

日臺村長

村長（日臺正博）

先の大戦で多くの国民、そして住民の皆さんが多大な犠牲を払ったということは、地方自治体行政の根底に置くべき歴史的な事実であります。その教訓から生まれた憲法の平和主義の理念、これについても地方自治体においても守っていかなければならないものと認識しております。

議長（勝山　正）

以上で、山浦登議員の質問は終わります。

（終了　午前１０時５０分）

議長（勝山　正）

ここで、暫時休憩とします。

再開は、午前１１時からとします。

（休憩　午前１０時５０分）